

第 8 期介護保険事業計画において整備するサービスについて  
～介護医療院整備に関する考え方～

【注意】ここでいう「介護医療院等」とは、介護療養型医療施設及び介護医療院のことをいいます。

① 第 7 期事業計画で見込んだ介護医療院等数（計画値）

神在坂クリニック大橋整形病院（12 床）	広島県	介護医療院	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">                 合 計 148 床             </div>
島田病院（32 床）	介護療養病床	（新設分）	
介護療養病床（29 床）			
計 73 床	45 床	30 床	

② 第 7 期事業計画（令和 2 年 4 月サービス提供分）の介護医療院等数（実績値）

神在坂クリニック大橋整形病院（廃止）	広島県	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">                 合 計 129 床             </div>
殿町介護医療院（40 床）	介護医療院	
介護療養病床（29 床）		
合計 69 床	60 床	

③ 第 8 期事業計画で見込む介護医療院等数（計画値）

殿町介護医療院（40 床）	介護医療院	介護医療院	広島県	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">                 合 計 129 床             </div>
介護療養病床（R5 年度 未療養病床廃止）	（介護療養 病床廃止分 新規）	（新規分）	介護医療院	
40 床	29 床	12 床	48 床	

※ 介護療養型医療施設が制度上廃止されるのは令和 6 年度からであるため、第 8 介護保険事業期計画においては、介護療養型医療施設と介護医療院が同時に稼働する期間が存在する。

第 8 期介護保険事業計画中の保険給付費は、上記のことを踏まえた上で算出を行っている。